

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月7日
【会社名】	K & Oエナジーグループ株式会社
【英訳名】	K & O Energy Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 吉井 正徳 代表取締役社長 渡部 均
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	関東天然瓦斯開発株式会社 総務部マネージャー 中山 正吾 大多喜ガス株式会社 総務部 総務グループマネージャー 新井 賢太郎
【最寄りの連絡場所】	関東天然瓦斯開発株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 大多喜ガス株式会社 千葉県茂原市茂原661番地
【電話番号】	関東天然瓦斯開発株式会社 03(3241)5511(代表) 大多喜ガス株式会社 (0475)24-0010(代表)
【事務連絡者氏名】	関東天然瓦斯開発株式会社 総務部マネージャー 中山 正吾 大多喜ガス株式会社 総務部 総務グループマネージャー 新井 賢太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	59,954,401,966円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、関東天然瓦斯開発株式会社(以下「関東天然瓦斯開発」といいます。)及び大多喜ガス株式会社(以下「大多喜ガス」といいます。)の平成25年6月30日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	31,342,470株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、K & Oエナジーグループ株式会社(以下「当社」といいます。)における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。(注)4

- (注)1 関東天然瓦斯開発の発行済株式総数60,996,473株(平成25年6月30日時点)及び大多喜ガスの発行済株式総数17,424,000株(平成25年6月30日時点)に基づいて記載しております。但し、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、それぞれ、本株式移転(以下(注)2で定義します。以下同様です。)の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、関東天然瓦斯開発が平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式10,965,737株、大多喜ガスが平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,606,245株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成25年8月8日に開催された関東天然瓦斯開発及び大多喜ガス両社の取締役会の決議(株式移転計画の承認)並びに平成25年10月23日に開催予定の大多喜ガスの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)及び平成25年10月24日に開催予定の関東天然瓦斯開発の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1、2

- (注)1 普通株式は、本株式移転に際して、本株式移転により当社が関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、関東天然瓦斯開発普通株式1株に0.5株、大多喜ガス普通株式1株に0.4株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの平成25年6月30日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は59,954,401,966円であり、発行価額の総額のうち8,000,000,000円が資本金に組み入れられます。

- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成26年1月6日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。
- 東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 経営統合の目的及び理由

関東天然瓦斯開発及びその主要な子会社である大多喜ガスを中核企業とした企業集団である当社グループは、天然ガスとヨードという2つの貴重な国産資源の開発と販売を通じ、お客様の日常生活のお役に立てるよう、また、豊かな社会作りに貢献できるよう、日々努力を重ねてまいりました。

鉱山事業者である関東天然瓦斯開発は、昭和6年に創業以来、国内の水溶性天然ガス生産量第一位を誇る業界のリーディングカンパニーとして、国産天然ガスの開発・生産に携わり、生産した天然ガスについては大多喜ガスをはじめとする千葉県内の都市ガス事業者へ卸販売を行ってまいりました。また、天然ガス事業に続くもう1つの柱であるヨード事業は、資源小国であるわが国が世界へ向けて輸出できる数少ない資源であるだけでなく、世界的に見ても大変貴重な資源であるヨードを製造・販売するものであり、液晶パネルの偏光フィルムや太陽電池への応用など、近年の新規用途開発とも相まって平成24年度のヨード・かん水事業の売上高は前年比38%増となるなど、業績拡大中の事業です。

都市ガス事業者である大多喜ガスは、昭和31年に関東天然瓦斯開発の出資により設立され、ガス販売部門を譲受けて以来、関東天然瓦斯開発などから購入した天然ガスを中心に、千葉県内のご家庭をはじめとしたお客様に都市ガスを販売し、設立時は4千件足らずであったお客様件数は、現在では16万件超となりました。また、旺盛な都市ガス需要にお応えするため、国産天然ガス以外のガス源であるLNG等を導入するなどガス源の多様化を図り、工業用等の大口のお客様にも都市ガスを販売し、販売量の拡販に努めてまいりました。

このような事業活動を進めてまいりました結果、当社グループは、千葉県下を開発と販売の基盤とする天然ガス事業と、世界を市場とするヨード事業をコアとして、連結売上高は約790億円、連結経常利益は約48億円（平成24年12月期）の企業グループに成長することができました。

近年、地球温暖化や大気汚染等の環境問題を契機に、天然ガスはクリーンエネルギーとしてますます脚光を浴びており、平成24年8月には経済産業省に熱電併給推進室が設置され、コージェネレーションシステム導入促進に向けた行政機能が抜本的に強化されるなど、当社グループが携わる天然ガスの開発と販売は、次代を担う事業として大きな期待が寄せられています。一方、わが国を取り巻く経済環境は景気回復基調にあるものの、少子高齢化による人口減少やエネルギー需給の確保といった重要な課題があり、世界的にも政情不安や欧州債務問題といった不安定要素があり、依然として見通しが不透明な状態にあるものと考えております。また、当社グループを取り巻く事業環境は、エネルギーの安全性、安定性確保及び環境への適合がより重要視されるとともに、エネルギーをいかにお手頃、そして便利にお使いいただけるかが求められるようになっており、他のエネルギーとの競争のなかお客様のニーズに的確にお応えするサービスのご提供がこれまで以上に必要となっております。

こうした事業環境の変化に対応し、持続的な発展を図る上で、天然ガスの開発・生産といった上流部門から、お客様への販売という下流部門までを、グループ内で一貫して行っているという当社グループの最大の特長をより活かし、グループとしてのシナジーを高めることが重要であるとの認識の下、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガス共通の理念と戦略の下で、両社の経営資源を有効活用して企業価値を向上させることが、平成23年に創業80周年を迎えた当社グループが今後も発展し続けるための最良の方法であるとの共通認識に至りました。そのためには、当社グループが資源小国におけるわが国において天然ガスとヨードという2つの貴重な国産資源の開発と販売に携わる者として、これまで以上にグループとしてのベクトルを合わせ、国産エネルギーである天然ガスと世界的にも貴重な資源であるヨードの開発・生産から供給・販売までを一貫した計画に基づいて行い、変化する事業環境に迅速に対応できる体制を構築することが必要であります。こうした体制の構築を実現することが、両社の中長期的視野における企業価値向上に役立つと考え、両社で十分協議を重ねてきた結果、以下に記載する、グループ戦略機能の強化、グループ経営資源の効率的活用及びステークホルダーの価値最大化を目的として、共同持株会社設立による経営統合を行うことに合意いたしました。

グループ戦略機能の強化

グループの目標及び各社の役割をより明確にすることで、グループ全体最適を追求します。また、目標を実現すべく、グループの意思決定機能の強化とグループ戦略の企画・立案、実行機能を強化します。具体的には持株会社は、当面、直接、事業に携わらず、各事業会社の経営計画を「開発・生産から供給・販売まで」の総合的な視点で策定することを中心とした経営戦略統合機能に特化してまいります。一方、各事業会社はそれぞれの専門事業を推進する組織に再編し、上記戦略に基づいて全体最適を目指してまいります。

グループ経営資源の効率的活用

経営資源をグループ内で有効に配分することで、グループ全体における経営効率の一層の向上を目指します。また、コーポレート機能や間接部門を持株会社に集中させることでコスト効率性を高め、グループ戦略として重点的に人材投入の必要な部門への経営資源集中を図ります。

ステークホルダーの価値最大化

グループ一体となった戦略機能を持つ持株会社のもと、グループ各社はそれぞれの専門性を追求し、グループ全体の成長に貢献することで、株主、顧客、従業員、地域社会の皆様の価値最大化を目指します。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	K & Oエナジーグループ株式会社 (英文表記) K & O Energy Group Inc.		
(2) 事業内容	ガス事業、ヨード事業等を行う子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業		
(3) 本店所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役会長	吉井 正徳	現: 関東天然瓦斯開発 代表取締役社長
	代表取締役社長	渡部 均	現: 大多喜ガス 代表取締役社長
	常務取締役	長濱 新太郎	現: 関東天然瓦斯開発 代表取締役常務
	常務取締役	西村 潤一	現: 大多喜ガス 代表取締役常務
	常務取締役	梶田 直	現: 大多喜ガス 常務取締役
	取締役	須永 信之	現: 関東天然瓦斯開発 取締役
	取締役	中瀬 清	現: 関東天然瓦斯開発 取締役
	取締役	水野 彦二郎	現: 大多喜ガス 取締役
	取締役	森 武	現: 関東天然瓦斯開発 取締役
	取締役(非常勤)	棚橋 祐治	現: 石油資源開発(株) 代表取締役会長
	取締役(非常勤)	大槻 幸一郎	現: 関東天然瓦斯開発 取締役 アジア航測(株) 代表取締役会長
	常勤監査役	木藤 博正	現: 関東天然瓦斯開発 常勤監査役 大多喜ガス 監査役
	常勤監査役	成嶋 隆男	現: 関東天然瓦斯開発 常勤監査役
	監査役(非常勤)	田中 尚文	現: 関東天然瓦斯開発 監査役 合同資源産業(株) 代表取締役会長
監査役(非常勤)	吉益 信治	現: 関東天然瓦斯開発 監査役 大多喜ガス 監査役	
(5) 資本金	8,000百万円		
(6) 純資産(連結)	現時点では確定していません。		
(7) 総資産(連結)	現時点では確定していません。		
(8) 決算期	12月31日		

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社と関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの状況は以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、両社の臨時株主総会における承認を前提として、平成26年1月6日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役 員 (名)	当社従 業員 (名)			
(連結子会社) 関東天然瓦斯開発	東京都中央区	7,902	天然ガスの採取・販売、 ヨードの製造・販売、 かん水の販売	100.0	10	未定	未定	未定	未定
大多喜ガス	千葉県茂原市	2,244	ガスの供給・販売、受 注工事、ガス機器等の 販売	100.0	6	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの平成24年12月末時点の状況は、以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(被所有) 割合		関係内容
				所有割 合 (%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社) 大多喜ガス (注)3、4、5	千葉県茂原市	2,244	ガス事業 その他	63.5 (0.5)	-	1 営業上の取引 関東天然瓦斯開発は同社 にガスの販売等を行って おります。 2 設備の賃貸借 関東天然瓦斯開発は同社 に事業用地及び社宅等を 賃貸しております。 3 役員の兼任等 2名。
オータキ産業(株)	千葉県茂原市	50	ガス事業 その他	100.0 (100.0)	-	1 営業上の取引 関東天然瓦斯開発は同社 に天然ガスを販売する一 方、同社からLPGを仕入 れております。 2 設備の賃貸借 関東天然瓦斯開発は同社 に事業用地及び社宅等を 賃貸しております。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
関東建設(株)	千葉県茂原市	70	その他	100.0	-	1 営業上の取引 同社は関東天然瓦斯開発の管工事等を請負っております。 2 設備の賃貸借 関東天然瓦斯開発は同社に事業用地、事務所及び社宅等を賃貸しております。
日本天然ガス(株) (注)3	東京都中央区	300	ガス事業 ヨード・かん水事業	51.7	-	1 営業上の取引 関東天然瓦斯開発は同社にヨードの製造委託とかん水の販売を行う一方、同社から天然ガス及びヨードを仕入れております。 2 設備の賃貸借 関東天然瓦斯開発は同社に事業用地を賃貸しております。 3 資金の貸付 関東天然瓦斯開発は同社に資金を貸付けております。 4 役員の兼任等 2名。
KNG AMERICA, INC.	米国ユタ州 ソルトレイクシティ	1,001千USドル	その他	100.0	-	1 営業上の取引 関東天然瓦斯開発は同社から対外交渉、税務会計、財務、法務等の業務を受託しております。 2 役員の兼任等 1名。
(持分法適用関連会社) 合同資源産業(株)	東京都中央区	630	ガス事業 ヨード・かん水事業	19.9 (2.4)	19.4	1 営業上の取引 関東天然瓦斯開発は同社にガスの販売等とかん水の販売を行う一方、同社から天然ガス及びヨードを仕入れております。 2 設備の賃貸借 関東天然瓦斯開発は同社に事業用地を賃貸しております。 3 役員の兼任等 3名。

(注) 1 「主要な事業の内容」の欄には、原則として、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有(被所有)割合」の欄の()内は、間接所有割合であり、内数であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券報告書の提出会社であります。

5 連結売上高に占める売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

大多喜ガス

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(親会社) 関東天然瓦斯 開発 (注)4	東京都中 央区	7,902	ガス	-	63.5 (0.5)	1 営業上の取引 大多喜ガス及びオータキ 産業㈱へ天然ガスの卸売り 等を行っております。 2 設備の賃貸借 大多喜ガスへ事業用地及 び社宅等を賃貸しておりま す。 3 役員の兼任等 2名
(連結子会社) オータキ産業㈱ (注)5	千葉県茂 原市	50	その他(液 化石油ガス 及び圧縮天 然ガスの販 売等)	100.0	-	1 設備の賃貸借 大多喜ガスより事務所を賃 借しております。 2 役員の兼任等 3名(うち 大多喜ガス従業員2名) 3 債務保証 有
(連結子会社) (株)房総コン ピューターサー ビス (注)5	千葉県茂 原市	20	その他(情 報処理サー ビスの提供 等)	60.0	-	1 営業上の取引 大多喜ガス及び関係会社 へ、情報処理サービスの提 供及びOA機器の販売等を しております。 2 設備の賃貸借 大多喜ガスより事務所を賃 借しております。 3 役員の兼任等 5名(うち 大多喜ガス従業員4名)

(注)1 「主要な事業の内容」の欄には、原則として、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有(被所有)割合」の欄の()内は、間接所有割合であり、内数であります。

3 上記の子会社は、特定子会社に該当いたしません。

4 関東天然瓦斯開発は有価証券報告書を提出しております。

5 オータキ産業㈱及び(株)房総コンピューターサービスにつきましては、いずれも売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

(2)提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の完全子会社である関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスとの役員の兼任関係は、前記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社である関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスとその関係会社との取引関係は、前記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、両社臨時株主総会による承認を前提として、平成26年1月6日(予定)に、当社を株式移転設立完全親会社、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を、平成25年8月8日開催の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました(以下「本株式移転計画」といいます。)

本株式移転計画に基づき、関東天然瓦斯開発の普通株式1株に対して当社の普通株式0.5株を、大多喜ガスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.4株を割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成25年10月23日に開催される大多喜ガスの臨時株主総会及び平成25年10月24日に開催される関東天然瓦斯開発の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されております(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書

関東天然瓦斯開発株式会社(以下「甲」という。)と大多喜ガス株式会社(以下「乙」という。)とは、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を作成する。

第1条(株式移転)

本株式移転計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「丙」という。)の成立日(第7条において定義する。以下同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条(丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 丙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

- (1) 目的

丙の目的は、別紙1の定款第2条に記載のとおりである。

- (2) 商号

丙の商号は、「K & Oエナジーグループ株式会社」とし、英文では「K & O Energy Group Inc.」と表示する。

- (3) 本店の所在地及び所在場所

丙の本店の所在地は、東京都中央区とし、本店の所在場所は、東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号とする。

- (4) 発行可能株式総数

丙の発行可能株式総数は、1億2千万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、丙の定款で定める事項は別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条(丙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

1. 丙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

吉井 正徳

渡部 均

長濱 新太郎

西村 潤一

梶田 直

須永 信之

中瀬 清

水野 彦二郎

森 武

棚橋 祐治（非常勤）

大槻 幸一郎（非常勤）

2. 丙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

木藤 博正

成嶋 隆男

田中 尚文（非常勤）

吉益 信治（非常勤）

3. 丙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

第4条(本株式移転に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当て)

1. 丙は、本株式移転に際して、本株式移転により丙が、甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲及び乙の株主に対し、それぞれの所有する普通株式に代わり、()甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に0.5を乗じて得られる数、及び()乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に0.4を乗じて得られる数の合計数と同数の丙の普通株式を交付する。
2. 丙は、本株式移転に際して、基準時における甲及び乙の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、丙の普通株式0.5株の割合をもって割り当て、その所有する乙の普通株式1株につき、丙の普通株式0.4株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の計算の結果において、甲又は乙の普通株式の株主に対して割り当てる丙の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条(丙の資本金及び準備金の額に関する事項)

丙の成立日における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

金80億円

(2) 資本準備金の額

金20億円

(3) 利益準備金の額

金0円

第6条(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

1. 新株予約権の交付

- (1) 丙は、本株式移転に際して、以下の表第1欄の から までに掲げる甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、以下表第2欄の から までに掲げる丙の新株予約権を交付する。

第 1 欄		第 2 欄	
名 称	内 容	名 称	内 容
関東天然瓦斯開発株式会社 第1回新株予約権	別紙2 記載	K & Oエナジーグループ株式会社 第1回新株予約権	別紙3 記載
関東天然瓦斯開発株式会社 第2回新株予約権	別紙4 記載	K & Oエナジーグループ株式会社 第2回新株予約権	別紙5 記載
関東天然瓦斯開発株式会社 第3回新株予約権	別紙6 記載	K & Oエナジーグループ株式会社 第3回新株予約権	別紙7 記載
関東天然瓦斯開発株式会社 第4回新株予約権	別紙8 記載	K & Oエナジーグループ株式会社 第4回新株予約権	別紙9 記載
関東天然瓦斯開発株式会社 第5回新株予約権	別紙10 記載	K & Oエナジーグループ株式会社 第5回新株予約権	別紙11 記載

(2) 丙は、本株式移転に際して、以下の表第1欄の から までに掲げる乙が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、以下表第2欄の から までに掲げる丙の新株予約権を交付する。

第 1 欄		第 2 欄	
名 称	内 容	名 称	内 容
大多喜ガス株式会社 第1回新株予約権	別紙12 記載	K & Oエナジーグループ株式会社 第6回新株予約権	別紙13 記載
大多喜ガス株式会社 第2回新株予約権	別紙14 記載	K & Oエナジーグループ株式会社 第7回新株予約権	別紙15 記載
大多喜ガス株式会社 第3回新株予約権	別紙16 記載	K & Oエナジーグループ株式会社 第8回新株予約権	別紙17 記載
大多喜ガス株式会社 第4回新株予約権	別紙18 記載	K & Oエナジーグループ株式会社 第9回新株予約権	別紙19 記載
大多喜ガス株式会社 第5回新株予約権	別紙20 記載	K & Oエナジーグループ株式会社 第10回新株予約権	別紙21 記載

2. 新株予約権の割当て

- (1) 丙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲の新株予約権者に対し、その保有する前項第1号の表第1欄 から までに掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同号の表第2欄 から までに掲げる新株予約権1個を割り当てる。
- (2) 丙は、本株式移転に際し、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された乙の新株予約権者に対し、その保有する前項第2号の表第1欄 から までに掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同号の表第2欄 から までに掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第7条(丙の成立日)

丙の設立の登記をすべき日(以下「丙の成立日」という。)は、2014年1月6日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第8条(本株式移転計画承認株主総会)

1. 甲は、2013年10月24日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2013年10月23日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第9条(株式上場)

丙は、丙の成立日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

第10条(剰余金の配当)

1. 甲は、2013年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり金6円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、甲は、2013年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり金6円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2013年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり金4円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、乙は、2013年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり金4円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後、丙の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。ただし、甲及び乙にて協議の上、合意した事項についてはこの限りではない。

第11条(自己株式の消却)

甲及び乙は、丙の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株主買取請求に係る株式の買取によって取得する自己株式を含む。)を、基準時までに消却するものとする。

第12条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本株式移転計画作成後丙の成立日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって、通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理運営を行い、それぞれの事業、財産状態又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲乙協議の上、合意によりこれを行うものとする。

第13条(本株式移転計画の効力)

本株式移転計画は、第8条に定める甲又は乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られない場合、又は丙の成立日までに、本株式移転の実行に必要な法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第14条(本株式移転の条件の変更及び本株式移転の中止)

本株式移転計画の作成後丙の成立日に至るまでの間に、甲又は乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合、あるいは本株式移転の円滑な実施のために必要な場合には、甲乙協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第15条(協議事項)

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲乙別途協議の上、合意により定める。

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、両当事者が記名押印の上、各自が各1通を保有する。

2013年8月8日

(甲) 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
関東天然瓦斯開発株式会社
代表取締役社長 吉井 正徳

(乙) 千葉県茂原市茂原661番地
大多喜ガス株式会社
代表取締役 取締役社長 渡部 均

[別紙1]

K & Oエナジーグループ株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、K & Oエナジーグループ株式会社と称し、
英文では、K & O Energy Group Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理すること、ならびにこれらに附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 可燃性ガスおよび石油の開発、採取、製造、供給、販売および輸送
- (2) かん水およびヨードその他の工業薬品の製造および販売
- (3) ガスの製造、輸送、保安および販売に係わる業務の受託
- (4) ガス機器、厨房設備機器および浴槽等住宅設備機器の製作、販売および賃貸
- (5) 土木、建築、電気、管工事、さく井、機械器具装置に関する工事その他建設工事全般の請負および施工
- (6) 情報処理サービス業およびOA機器の販売
- (7) 化学品の購入、販売、斡旋
- (8) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (9) 可燃性ガスを原料とする化学工業品の製造および販売
- (10) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
- (11) 熱供給事業
- (12) 電気供給事業
- (13) 前各号に関する調査、研究およびコンサルティング業
- (14) 前各号に附帯または関連する事業
- (15) 前各号のほかの必要な事業に対する投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億2千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い(株主の権利行使に関する手続等を含む。)および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提供しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選 任 方 法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要あるときは、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第35条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社設立の日から平成26年12月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬)

第2条 当社の最初の取締役に対する、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額(以下、「当初金銭報酬」という。)は、第27条の規定にかかわらず、年額200百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。

2. 当社の最初の監査役に対する当初金銭報酬は、第34条の規定にかかわらず、年額60百万円以内とする。
3. 当社の最初の取締役に対する、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結時までの取締役の報酬等のうち株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額等の額は、第27条および本条第1項の規定にかかわらず、年額30百万円以内とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

イ 新株予約権の総数

1年間に割り当てられる当社の新株予約権の数は150個を上限とする。

ロ 目的となる株式の種類および数

1年間に発行する新株予約権の目的となる株式の数は、当会社普通株式15,000株を上限とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は当会社普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行うことにより、株式数を変更することが適切な場合は、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率)

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を伴うこれらの場合に準じ、付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額1円に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から20年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当会社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の公正価値

新株予約権の公正価値は、割当日における当会社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラックショールズモデルにより算出した、公正な評価単価に基づくものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から権利行使期間の最終日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(7) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

[別紙2]

関東天然瓦斯開発株式会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

関東天然瓦斯開発株式会社第1回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成21年4月23日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込みを要しないとする旨

新株予約権1個当たり金467,000円

ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成21年4月23日から平成41年4月20日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成41年3月21日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙3]

K & Oエナジーグループ株式会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

K & Oエナジーグループ株式会社第1回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成26年1月6日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法またはその払込みを要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月6日から平成41年4月20日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成41年3月21日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙4]

関東天然瓦斯開発株式会社第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

関東天然瓦斯開発株式会社第2回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成22年4月23日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込みを要しないとする旨

新株予約権1個当たり金459,000円

ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、取締役会決議の日(以下「決議日」という。)後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月26日から平成42年4月25日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成42年3月26日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙5]

K & Oエナジーグループ株式会社第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

K & Oエナジーグループ株式会社第2回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成26年1月6日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法またはその払込みを要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月6日から平成42年4月25日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成42年3月26日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙6]

関東天然瓦斯開発株式会社第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

関東天然瓦斯開発株式会社第3回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成23年4月27日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込みを要しないとする旨

新株予約権1個当たり金436,000円

ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、取締役会決議の日(以下「決議日」という。)後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年4月28日から平成43年4月27日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成43年3月28日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙7]

K & Oエナジーグループ株式会社第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

K & Oエナジーグループ株式会社第3回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成26年1月6日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法またはその払込みを要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月6日から平成43年4月27日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成43年3月28日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙8]

関東天然瓦斯開発株式会社第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

関東天然瓦斯開発株式会社第4回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成24年4月26日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込みを要しないとする旨

新株予約権1個当たり金361,000円

ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、取締役会決議の日(以下「決議日」という。)後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月27日から平成44年4月26日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成44年3月27日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙9]

K & Oエナジーグループ株式会社第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

K & Oエナジーグループ株式会社第4回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成26年1月6日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法またはその払込みを要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月6日から平成44年4月26日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成44年3月27日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙10]

関東天然瓦斯開発株式会社第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

関東天然瓦斯開発株式会社第5回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成25年4月25日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込みを要しないとする旨

新株予約権1個当たり金610,000円

ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、取締役会決議の日(以下「決議日」という。)後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年4月26日から平成45年4月25日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社および大多喜ガス株式会社のいずれの取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成45年3月26日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙11]

K & Oエナジーグループ株式会社第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

K & Oエナジーグループ株式会社第5回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成26年1月6日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法またはその払込みを要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月6日から平成45年4月25日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成45年3月26日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙12]

大多喜ガス株式会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

大多喜ガス株式会社第1回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成21年4月21日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込みを要しないとする旨

新株予約権1個当たり金578,000円

ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、新株予約権発行後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成21年4月21日から平成41年4月20日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社および関東天然瓦斯開発株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成41年3月21日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の手続を完了しなければならない。相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙13]

K & Oエナジーグループ株式会社第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

K & Oエナジーグループ株式会社第6回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成26年1月6日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法またはその払込みを要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月6日から平成41年4月20日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成41年3月21日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙14]

大多喜ガス株式会社第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

大多喜ガス株式会社第2回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成22年4月20日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込みを要しないとする旨

新株予約権1個当たり金450,000円

ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、新株予約権発行後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月21日から平成42年4月19日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社および関東天然瓦斯開発株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成42年3月20日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙15]

K & Oエナジーグループ株式会社第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

K & Oエナジーグループ株式会社第7回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成26年1月6日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法またはその払込みを要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月6日から平成42年4月19日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成42年3月20日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙16]

大多喜ガス株式会社第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

大多喜ガス株式会社第3回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成23年4月19日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込みを要しないとする旨

新株予約権1個当たり金386,000円

ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、新株予約権発行後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年4月20日から平成43年4月18日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社および関東天然瓦斯開発株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成43年3月19日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙17]

K & Oエナジーグループ株式会社第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

K & Oエナジーグループ株式会社第8回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成26年1月6日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法またはその払込みを要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月6日から平成43年4月18日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成43年3月19日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙18]

大多喜ガス株式会社第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

大多喜ガス株式会社第4回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成24年4月20日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込みを要しないとする旨

新株予約権1個当たり金385,000円

ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、新株予約権発行後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月21日から平成44年4月20日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社および関東天然瓦斯開発株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成44年3月19日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙19]

K & Oエナジーグループ株式会社第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

K & Oエナジーグループ株式会社第9回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成26年1月6日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法またはその払込みを要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月6日から平成44年4月20日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成44年3月19日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙20]

大多喜ガス株式会社第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

大多喜ガス株式会社第5回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成25年4月16日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込みを要しないとする旨

新株予約権1個当たり金515,000円

ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株とする。

なお、新株予約権発行後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年4月17日から平成45年4月18日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社および関東天然瓦斯開発株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成45年3月18日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

[別紙21]

K & Oエナジーグループ株式会社第10回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

K & Oエナジーグループ株式会社第10回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

平成26年1月6日

3. 新株予約権の払込金額もしくはその算定方法またはその払込みを要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は400株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月6日から平成45年4月18日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。

前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成45年3月18日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の手続を完了しなければならない。

相続承継人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、一括して新株予約権の行使ができる。

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。

当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

12. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	関東天然瓦斯開発	大多喜ガス
株式移転比率	1	0.8

(注) 1 関東天然瓦斯開発の普通株式1株に対して当社の普通株式0.5株を、大多喜ガスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.4株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。なお、当社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2 当社が本株式移転により交付する新株式数：普通株式 31,342,470株(予定)

上記は、関東天然瓦斯開発の発行済株式総数60,996,473株(平成25年6月30日時点)及び大多喜ガスの発行済株式総数17,424,000株(平成25年6月30日時点)に基づいて記載しております。但し、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、関東天然瓦斯開発が平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式10,965,737株、大多喜ガスが平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,606,245株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、各々が独立した第三者算定機関に意見を求めることとし、関東天然瓦斯開発は大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、大多喜ガスはデロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社(以下「トーマツ」といいます。)を選定し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

大和証券は、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスそれぞれについて、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)により株式移転比率を算定しました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、関東天然瓦斯開発の普通株式1株に対する、大多喜ガスの普通株式の評価レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
	市場株価法	0.69～0.83
	DCF法	0.78～1.36

なお、市場株価法については、平成25年8月7日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の終値の単純平均値を採用しています。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

一方、トーマツは、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスそれぞれについて、市場株価法及びDCF法により株式移転比率を算定しました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、関東天然瓦斯開発の普通株式1株に対する、大多喜ガスの普通株式の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
	市場株価法	0.69～0.83
	DCF法	0.72～1.00

なお、市場株価法については、平成25年8月7日を算定基準日として、算定基準日の終値、平成25年7月26日の大多喜ガス業績予想修正発表日の翌営業日から算定基準日までの8営業日間、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の終値の単純平均値を採用しています。

トーマツは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

なお、大和証券は関東天然瓦斯開発から、トーマツは大多喜ガスから、両社の将来の財務見通しの提供を受け、これをDCF法による分析の基礎としております。大和証券及びトーマツがDCF法において使用した算定の基礎となる両社の将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されており、大幅な増減益を見込んでおりません。

算定の経緯

上記のとおり、関東天然瓦斯開発は大和証券に、大多喜ガスはトーマツに、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関から提出された株式移転比率についての専門家としての算定結果及び助言を参考に、それぞれ、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について協議を重ねた結果、最終的に上記の株式移転比率が妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成25年8月8日に開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

但し、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

関東天然瓦斯開発の算定機関である大和証券及び大多喜ガスの算定機関であるトーマツは、いずれも関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

当社の上場申請等に関する取扱い

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、当社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、平成26年1月6日を予定しております。また、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に先立ち、平成25年12月26日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

公正性を担保するための措置

関東天然瓦斯開発は、大多喜ガスの親会社に該当することから、その公平性・妥当性を担保するために、両社は上記 から までに記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、関東天然瓦斯開発は、第三者算定機関より、合意された株式移転比率が関東天然瓦斯開発の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

一方、大多喜ガスは、平成25年8月7日付にてトーマツより、上記 から までの前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が大多喜ガスの支配株主等(東京証券取引所の有価証券上場規程441条の2及び同施行規則第436条の3にいう「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。以下同じ。)を除く大多喜ガスの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しています。

また、両社は、法務アドバイザーとして、関東天然瓦斯開発は柳田国際法律事務所を、大多喜ガスはアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

利益相反を回避するための措置

大多喜ガスの取締役のうち、関東天然瓦斯開発の取締役を兼任している加藤宏明氏については、利益相反防止の観点から大多喜ガスの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加しておらず、大多喜ガスの立場において関東天然瓦斯開発との協議・交渉に参加していません。

また、平成25年8月8日開催の大多喜ガスの取締役会においては、利益相反防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない加藤宏明氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。また、大多喜ガスの監査役のうち、関東天然瓦斯開発の監査役を兼任している木藤博正氏及び吉益信治氏は、上記の取締役会において、意見表明を行っていません。なお、大多喜ガスの上記取締役会において、木藤博正氏及び吉益信治氏を除いた大多喜ガスの監査役2名全員は本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

一方、関東天然瓦斯開発の取締役のうち、大多喜ガスの取締役を兼任している加藤宏明氏については、利益相反防止の観点から関東天然瓦斯開発の取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加しておらず、関東天然瓦斯開発の立場において大多喜ガスとの協議・交渉に参加していません。

また、平成25年8月8日開催の関東天然瓦斯開発の取締役会においては、利益相反防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない加藤宏明氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの普通株式の単元株式数は1,000株とされておりますが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

普通株式の買取請求権の行使の方法について

関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの株主が、その有する関東天然瓦斯開発の普通株式又は大多喜ガスの普通株式につき、関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年10月24日開催の臨時株主総会（関東天然瓦斯開発）又は平成25年10月23日開催の臨時株主総会（大多喜ガス）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

関東天然瓦斯開発

議決権の行使の方法としては、平成25年10月24日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は関東天然瓦斯開発の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、関東天然瓦斯開発に提出する必要があります。）。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が議決権行使書面に各議案の賛否を記載し、平成25年10月23日の関東天然瓦斯開発の営業時間終了時（午後5時15分）までに関東天然瓦斯開発に送付することにより議決権を行使することができます。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

大多喜ガス

議決権の行使の方法としては、平成25年10月23日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は大多喜ガスの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、大多喜ガスに提出する必要があります。）。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が議決権行使書面に各議案の賛否を記載し、平成25年10月22日の大多喜ガスの営業時間終了時（午後5時30分）までに大多喜ガスに送付することにより議決権を行使することができます。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時における関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの最終の株主名簿に記載された株主に割り当てられます。株主は、自己の関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

新株予約権の買取請求権の行使の方法について

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが発行する新株予約権については、新株予約権の内容及び組織再編成に係る割当ての内容を踏まえ、新株予約権者に対して、その保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付いたします。

関東天然瓦斯開発の第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権、並びに大多喜ガスの第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限り、)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

なお、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが発行する会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る同法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、関東天然瓦斯開発においては大多喜ガスの、大多喜ガスにおいては関東天然瓦斯開発の最終事業年度に係る計算書類等の内容、関東天然瓦斯開発においては大多喜ガスの、大多喜ガスにおいては関東天然瓦斯開発の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びに関東天然瓦斯開発においては関東天然瓦斯開発の、大多喜ガスにおいては大多喜ガスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの本店に平成25年10月8日よりそれぞれ備え置くこととします。

の書類は、平成25年8月8日開催の関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの取締役会において承認された株式移転計画です。

の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法が相当であることを説明した書類です。の書類は、関東天然瓦斯開発においては大多喜ガスの平成24年12月期の、大多喜ガスにおいては関東天然瓦斯開発の平成24年12月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、関東天然瓦斯開発においては大多喜ガスの平成24年12月期の、大多喜ガスにおいては関東天然瓦斯開発の平成24年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。の書類は、関東天然瓦斯開発においては関東天然瓦斯開発の平成24年12月期の、大多喜ガスにおいては大多喜ガスの平成24年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ないし に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式移転計画承認取締役会(両社)	平成25年8月8日(木)
臨時株主総会基準日公告(両社)	平成25年8月9日(金)
臨時株主総会基準日(両社)	平成25年8月31日(土)
株式移転計画承認臨時株主総会(大多喜ガス)	平成25年10月23日(水)(予定)
株式移転計画承認臨時株主総会(関東天然瓦斯開発)	平成25年10月24日(木)(予定)
上場廃止日(両社)	平成25年12月26日(木)(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	平成26年1月6日(月)(予定)
当社株式新規上場日	平成26年1月6日(月)(予定)

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 普通株式について

関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの株主が、その有する関東天然瓦斯開発の普通株式又は大多喜ガスの普通株式につき、関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年10月24日開催の臨時株主総会(関東天然瓦斯開発)又は平成25年10月23日開催の臨時株主総会(大多喜ガス)に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが発行する新株予約権については、新株予約権の内容及び組織再編成に係る割当ての内容を踏まえ、新株予約権者に対して、その保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付いたします。

関東天然瓦斯開発の第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権、並びに大多喜ガスの第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限り、)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

なお、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの最近連結会計年度の主要な経営指標等は以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (百万円)	58,218	51,442	57,245	68,129	79,008
経常利益 (百万円)	3,471	3,890	3,614	3,693	4,800
当期純利益 (百万円)	1,919	1,490	1,823	1,796	2,174
包括利益 (百万円)				1,810	3,690
純資産額 (百万円)	58,236	58,185	59,090	60,239	63,404
総資産額 (百万円)	74,953	73,639	74,991	77,490	81,116
1株当たり純資産額 (円)	965.66	1,002.44	1,038.03	1,053.20	1,103.19
1株当たり当期純利益金額 (円)	37.39	29.87	37.60	37.35	45.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)		29.64	36.99	36.33	43.55
自己資本比率 (%)	64.8	67.1	66.6	65.4	65.6
自己資本利益率 (%)	3.8	3.0	3.7	3.6	4.2
株価収益率 (倍)	15.2	16.2	11.6	10.3	10.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,530	5,560	6,934	5,183	7,161
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,829	4,336	4,870	788	4,850
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,336	1,329	1,218	715	641
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	11,126	10,966	11,785	15,635	17,308
従業員数 (人)	546	543	536	548	560

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第147期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。

大多喜ガス

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (千円)	47,156,985	41,259,793	47,684,918	58,394,615	68,118,649
経常利益 (千円)	1,388,084	1,488,883	1,773,268	1,991,226	2,092,556
当期純利益 (千円)	850,854	864,821	1,034,868	1,149,825	1,289,788
包括利益 (千円)				1,152,561	1,301,954
純資産額 (千円)	17,190,762	17,017,594	17,951,231	18,955,099	20,127,931
総資産額 (千円)	27,673,749	25,744,327	27,406,364	30,456,208	31,604,680
1株当たり純資産額 (円)	988.41	1,070.54	1,128.85	1,191.16	1,264.74
1株当たり当期純利益金額 (円)	49.08	53.38	65.41	72.68	81.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)		53.34	65.26	72.40	81.06
自己資本比率 (%)	61.9	65.8	65.2	61.9	63.3
自己資本利益率 (%)	5.1	5.1	5.9	6.3	6.6
株価収益率 (倍)	12.0	8.6	6.5	5.5	5.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,788,021	2,719,806	3,099,872	2,840,880	2,987,009
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,032,781	2,100,442	1,991,265	1,449,467	2,821,999
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	180,431	1,124,440	147,263	171,564	149,107
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	5,418,542	4,913,466	5,874,810	7,094,658	7,110,560
従業員数 (人)	287	286	285	297	305

(注) 1 「売上高」には、消費税等は含まれておりません。

2 第53期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

平成25年8月8日	関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、臨時株主総会の承認を前提として、取締役会において承認のうえ、「株式移転計画書」を作成
平成25年10月23日	大多喜ガスの臨時株主総会において、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議（予定）
平成25年10月24日	関東天然瓦斯開発の臨時株主総会において、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議（予定）
平成26年1月6日	関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが株式移転の方法により当社を設立（予定） 当社の普通株式を東京証券取引所に上場（予定）

なお、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの沿革につきましては、両社の有価証券報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、ガス事業、ヨード事業等を行う子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの事業（平成24年12月末現在）の内容は以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発

関東天然瓦斯開発グループは、関東天然瓦斯開発及び子会社9社（連結子会社5社、非連結子会社4社）並びに関連会社2社で構成されております。主な事業内容は、天然ガスの開発から需要家へのガスの供給までをグループ内で一貫して行うガス事業、天然ガスの生産に付随するかん水を利用したヨード・かん水事業であります。関東天然瓦斯開発グループの営んでいる事業内容と各会社の位置付けは次のとおりであり、記載区分は事業の種類別セグメントと同一であります。

なお、非連結子会社であった㈱テクノアースは、連結子会社である関東建設㈱と平成25年1月1日を効力発生日とする吸収合併を行い、解散しております。また、平成25年3月28日開催の関東天然瓦斯開発第151期定時株主総会における取締役選任決議により、関東天然瓦斯開発はエア・ウォーター㈱の関連会社となっております。

1. ガス事業

当事業には、関東天然瓦斯開発及び連結子会社3社（大多喜ガス、オータキ産業㈱、日本天然ガス㈱）並びに持分法適用関連会社1社他が関わっており、天然ガスの採取・販売、都市ガス事業、圧縮天然ガス及びLPGの販売を行っております。

関東天然瓦斯開発は、自ら採取した天然ガス及び日本天然ガス㈱他から仕入れたガスを、主に都市ガス用として大多喜ガスや関東天然瓦斯開発の主要株主である京葉瓦斯㈱他に販売しております。

また、大多喜ガスは、関東天然瓦斯開発他から仕入れたガスを、都市ガス等として販売しており、オータキ産業㈱は、関東天然瓦斯開発から仕入れた天然ガスを圧縮ガスにして販売する一方、LPGを外部より仕入れて販売しております。

なお、日本天然ガス㈱は、自ら採取した天然ガスを関東天然瓦斯開発他に販売しております。

2. ヨード・かん水事業

当事業には、関東天然瓦斯開発及び連結子会社1社(日本天然ガス㈱)並びに持分法適用関連会社1社が関わっており、ヨード及びヨード化合物の製造・販売、かん水の販売を行っております。

関東天然瓦斯開発は、自ら製造したヨード及び日本天然ガス㈱他より仕入れたヨードを、工業用、医薬品用等として販売しております。さらに関東天然瓦斯開発は、日本天然ガス㈱にヨードの製造委託を行っているほか、ヨード製造のための原料等として、日本天然ガス㈱他にかん水を販売しております。

なお、日本天然ガス㈱は、関東天然瓦斯開発からのヨードの製造受託に加え、自ら製造したヨード及びヨード化合物の販売を行っております。

3. その他

その他の事業には、連結子会社4社(関東建設㈱、大多喜ガス、オータキ産業㈱、KNG AMERICA, INC.)他が関わっており、関東建設㈱が土木工事及び配管工事等を、大多喜ガス及びオータキ産業㈱がガス機器の販売及びガスの販売に伴う配管工事等を、KNG AMERICA, INC.が米国内における石油・ガス開発事業への参与を行っております。また、非連結子会社4社がガス井の掘さく工事、地質・地下水汚染調査、情報処理サービス、ガス設備の設計等を行っており、関東天然瓦斯開発は業務の一部を委託しております。

大多喜ガス

大多喜ガスグループ(大多喜ガス、大多喜ガスの子会社3社)は、ガス、受注工事、器具販売及びその他の事業を営んでおります。また、大多喜ガスグループと大多喜ガスの親会社及び親会社の子会社1社とは、継続的で緊密な事業上の関係があります。

大多喜ガスグループ、親会社及び親会社の子会社1社の事業に係わる位置付け、及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

1. ガス

関東天然瓦斯開発(大多喜ガスの親会社)は、千葉県において天然ガスを生産し、大多喜ガスを含むガス事業者及びオータキ産業㈱(大多喜ガスの連結子会社)等に対し、天然ガスの卸売り等を行っております。大多喜ガスは、関東天然瓦斯開発及び他社から仕入れたガスを、導管を通じて販売しております。また、ガスの販売に係わるお客さま負担の内管工事やガス機器の販売等を行っております。

2. その他

関東天然瓦斯開発は、天然ガス生産時に汲み上げられる地下水「かん水」から、ヨードを製造し、販売しております。また「かん水」も他のヨード製造会社に販売しております。

オータキ産業㈱は、関東天然瓦斯開発から仕入れた天然ガスを高圧に圧縮してボンベに詰めて販売しております。また同社は、液化石油ガス(LPG)の販売、お客さま負担の内管工事やガス機器等の販売を行っております。

㈱房総コンピューターサービス(大多喜ガスの連結子会社)は、大多喜ガス等に対し、情報処理サービスの提供とOA機器の販売等を行っております。

関東建設㈱(大多喜ガスの親会社の連結子会社)は、土木、建築、管工事等の建設業を営んでおり、大多喜ガス及び関東天然瓦斯開発は、主として自社設備に係わる建設工事の一部を同社に発注しております。

㈱新栄エンジニア(大多喜ガスの非連結子会社)は、大多喜ガス等に対し、ガス設備の設計等を行っております。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスそれぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1)当社の状況

当社は新設会社ですので、未定です。

(2)連結会社の状況

当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの平成24年12月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発

平成24年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ガ ス	405
ヨード・かん水	56
その他	41
全社(共通)	58
合 計	560

(注)1 従業員数は、就業人員であります。

2 「全社(共通)」は、特定のセグメントに区分できない管理部門などの従業員であります。

大多喜ガス

平成24年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ガ ス	266
その他	39
合 計	305

(注)1 従業員数は、就業人員であります。

2 「従業員数」には、嘱託、パート、検針業務を行う委託社員を含んでおります。なお、派遣社員は含まれておりません。

(3)労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、未定です。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの労働組合の状況は以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発

関東天然瓦斯開発グループには、関東天然瓦斯開発の従業員及び関東建設(株)(連結子会社)への出向者、並びに大多喜ガス(連結子会社)の従業員及びオータキ産業(株)(連結子会社)・(株)房総コンピューターサービス(非連結子会社)への出向者で結成された関東天然瓦斯開発労働組合があり、全国ガス労働組合連合会に加盟しております。平成24年12月31日現在の組合員数は276名であります。また、日本天然ガス(株)(連結子会社)の従業員で結成された日本天然ガス労働組合があり、日本化学エネルギー産業労働組合連合会に加盟しております。平成24年12月31日現在の組合員数は43名であります。なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

大多喜ガス

大多喜ガスグループの従業員は、関東天然瓦斯開発(大多喜ガスの親会社)の従業員及び同社の子会社への出向者とともに「関東天然瓦斯開発労働組合」を組織しております。当該組合は、ユニオンショップ制を採用しており、原則として主任職位以下の従業員全員(嘱託、パート、検針業務を行う委託社員を除く)が組合員となっております。なお平成24年12月31日現在の組合員数は276名(うち大多喜ガスグループ従業員163名)であります。当該組合は、「全国ガス労働組合連合会」に属しております。労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの業績等の概要については、両社の有価証券報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1)経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年1月6日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・臨時株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定通りに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2)関東天然瓦斯開発の事業等のリスク

本届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、関東天然瓦斯開発の財務状況及び経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクで投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

事故・災害等の発生

関東天然瓦斯開発グループにおきまして、事故や災害等によるガス・ヨード設備への損害や、操業トラブルが発生した場合には、ガスの供給及びヨードの製造への支障や、設備復旧等にかかる費用のほか、信用失墜や損害賠償等が発生する可能性があります。

一方、調達先や販売先での事故や災害による稼働停止等が生じた場合には、ガス・ヨードの調達支障や販売量減少の可能性があるほか、不測の停電や電力使用制限などが生じた場合には、同様の影響に加え、関東天然瓦斯開発グループにおけるガス生産量やヨード製造量が減少する可能性があります。

経済状況

関東天然瓦斯開発グループにおきまして、ガス需要のほか、建設受注や機器販売等について、事業地域における経済活動の影響を受け、ガス販売量、建設受注、機器販売等が減少する可能性があります。

天候の変動

関東天然瓦斯開発グループにおきまして、冷暖房及び給湯にかかる需要を中心として、ガス需要が気温・水温の影響を受けることから、天候の変動によって、ガス販売量が減少する可能性があります。

需要環境等の変化

関東天然瓦斯開発グループにおきまして、ガス需要の大幅な伸びに対応する必要等が生じた場合には、設備の新設・増強や新規ガス源の確保等にかかる設備投資が発生するため、減価償却費の増加の影響を受けて、利益が減少する可能性があります。また、長期売買契約等によって、リスク軽減を図っているものの、大口販売先との取引停止が発生した場合や、既存需要の他燃料への転換等によって、ガス販売量が減少する可能性があります。

ガスの調達

関東天然瓦斯開発グループは、千葉県で天然ガスを開発・生産しており、生産設備の老朽化や、新規開発の不調により、ガス生産量が減少する可能性があります。また、関東天然瓦斯開発グループが仕入れているガスの一部は、輸入エネルギー価格等に合わせた契約となっているため、仕入価格の変動により、利益が減少する可能性があります。

法令・制度の変更等

関東天然瓦斯開発グループは、鉱業法及び鉱山保安法、ガス事業法その他法令にしたがって事業を行っているため、法令・制度の変更が事業遂行に影響を及ぼす可能性があります。特に規制緩和による新規参入者との競合や、他エネルギーとの競争の激化によって、ガス販売量の減少や販売価格の低下が生じる可能性があります。

環境規制の動向

関東天然瓦斯開発グループは、天然ガス・ヨードを含有したかん水を地下から汲み上げて、天然ガスの生産及びヨードの製造を行っているため、排水にかかる水質規制や、開発地域である千葉県と排水限度量について定めた地盤沈下防止協定の動向等により、ガス生産量やヨード製造量が減少する可能性があります。

海外市況・為替の動向

関東天然瓦斯開発グループにおきまして、大部分を海外に輸出しているヨードは、海外市況や為替の影響により、販売量の減少や販売価格の低下が生じる可能性があります。

資産価値・金利等の変動

関東天然瓦斯開発グループが所有する金融資産・不動産等は、市況や金利、投資先の財政状態等の変動により利益の減少や損失が発生し、関東天然瓦斯開発の業績及び財政状態が悪化する可能性があります。

コンプライアンス違反の発生

関東天然瓦斯開発グループにおきまして、子会社も含めたコンプライアンス体制の整備を行っているものの、万一法令・規則違反や企業倫理に反する行為等が発生した場合には、その直接的損害に加えて、信用失墜や損害賠償等が生じる可能性があります。

(3) 大多喜ガスの事業等のリスク

本届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、大多喜ガスの財務状況及び経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクで投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

事故・災害等の発生

大多喜ガスグループにおいて、事故や災害等によるガス供給設備への損害や、操業トラブルが発生した場合に、ガス供給に支障が出るだけでなく、修繕費その他の費用が発生する可能性があります。とりわけガス供給設備に大規模な漏洩・爆発事故等が発生した場合には、その直接的損害に加えて、信用失墜や損害賠償責任等が生じる可能性があります。

経済状況

大多喜ガスグループにおいて、ガス需要のほか、受注工事や器具販売等につき、事業地域における経済活動の影響を受けることから、経済状況によって、ガス販売量及び受注工事・器具販売の売上が減少する可能性があります。

天候の状況

大多喜ガスグループにおいて、冷暖房及び給湯にかかる需要を中心として、ガス需要が気温・水温の影響を受けることから、天候の変動によって、ガス販売量が減少する可能性があります。

原料価格の変動

大多喜ガスグループには、原料ガス購入先の一部との価格決定方法に関して、輸入エネルギー価格を反映させるものがあります。このため、原料価格の変動が利益に影響を及ぼす可能性があります。

環境規制の動向

大多喜ガスグループは、千葉県産の天然ガスも購入して販売しております。千葉県産の天然ガスは、「かん水」と呼ばれる地下水を汲み上げて生産しているため、採取した後の排水にかかる水質規制や、千葉県と排水限度量について定めた地盤沈下防止協定の動向等により、天然ガス購入量に影響を与える可能性があります。

法令・制度の変更

大多喜ガスグループは、ガス事業法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、その他の法令に従って事業を行っているため、法令・制度の変更が事業遂行に影響を及ぼす可能性があります。とりわけ規制緩和等による業界の垣根を越えた競争の激化により、ガス販売量が減少し、販売価格も下落する可能性があります。

コンプライアンス違反の発生

大多喜ガスグループにおいて、子会社も含めたコンプライアンス体制の整備を行っておりますが、法令・規則違反や企業倫理に反する行為等が万一発生した場合には、その直接的損害に加えて、信用失墜や損害賠償責任等が生じる可能性があります。

個人情報の取り扱い

大多喜ガスグループは事業の性格上、多くのお客さま等の個人情報をお預かりしており、その社会的責任は極めて重いものと認識しております。個人情報の管理については、大多喜ガスグループはもとより、サービスショップや指定工事店等の業務委託先も含めて、情報管理に遺漏なきよう万全を期しております。しかし、万一情報漏洩等の事態が発生した場合には、信用失墜や損害賠償責任等が生じる可能性があります。

資産価値・金利等の変動

大多喜ガスグループが所有する金融資産・不動産等の市場価格や金利等が変動した場合に、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出）をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの研究開発活動については、両社の有価証券報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1)当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2)連結子会社

当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの経営上の設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1)当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2)連結子会社

当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1)当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2)連結子会社

当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成26年1月6日時点の当社の状況は以下のとおりです。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,342,470	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
計	31,342,470	-	-

(注) 上記は、関東天然瓦斯開発の発行済株式総数60,996,473株(平成25年6月30日時点)及び大多喜ガスの発行済株式総数17,424,000株(平成25年6月30日時点)に基づいて記載しております。但し、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、関東天然瓦斯開発が平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式10,965,737株、大多喜ガスが平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,606,245株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下の通りです。

K & Oエナジーグループ株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年1月6日)
新株予約権の数(個)	18(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,000(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4.
新株予約権の行使期間	平成26年1月6日から 平成41年4月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 935(注)5.6. 資本組入額 468(注)5.6.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙3の8をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙3の11をご参照ください。

- (注)1 平成25年6月30日現在の関東天然瓦斯開発株式会社第1回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のK & Oエナジーグループ株式会社第1回新株予約権1個を交付します。関東天然瓦斯開発株式会社第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙3の5をご参照ください。
- 5 関東天然瓦斯開発において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 6 本株式移転計画別紙3の7をご参照ください。

K & Oエナジーグループ株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年1月6日)
新株予約権の数(個)	24(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4.
新株予約権の行使期間	平成26年1月6日から 平成42年4月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 919(注)5.6. 資本組入額 460(注)5.6.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙5の8をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙5の11をご参照ください。

- (注)1 平成25年6月30日現在の関東天然瓦斯開発株式会社第2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のK & Oエナジーグループ株式会社第2回新株予約権1個を交付します。関東天然瓦斯開発株式会社第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙5の5をご参照ください。
- 5 関東天然瓦斯開発において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 6 本株式移転計画別紙5の7をご参照ください。

K & Oエナジーグループ株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年1月6日)
新株予約権の数(個)	26(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,000(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4.
新株予約権の行使期間	平成26年1月6日から 平成43年4月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 873(注)5.6. 資本組入額 437(注)5.6.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙7の8をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙7の11をご参照ください。

- (注)1 平成25年6月30日現在の関東天然瓦斯開発株式会社第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のK & Oエナジーグループ株式会社第3回新株予約権1個を交付します。関東天然瓦斯開発株式会社第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙7の5をご参照ください。
- 5 関東天然瓦斯開発において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 6 本株式移転計画別紙7の7をご参照ください。

K & Oエナジーグループ株式会社第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年1月6日)
新株予約権の数(個)	39(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,500(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4.
新株予約権の行使期間	平成26年1月6日から 平成44年4月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 723(注)5.6. 資本組入額 362(注)5.6.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙9の8をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙9の11をご参照ください。

- (注)1 平成25年6月30日現在の関東天然瓦斯開発株式会社第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のK & Oエナジーグループ株式会社第4回新株予約権1個を交付します。関東天然瓦斯開発株式会社第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙9の5をご参照ください。
- 5 関東天然瓦斯開発において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 6 本株式移転計画別紙9の7をご参照ください。

K & Oエナジーグループ株式会社第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年1月6日)
新株予約権の数(個)	19(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,500(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4.
新株予約権の行使期間	平成26年1月6日から 平成45年4月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,221(注)5.6. 資本組入額 611(注)5.6.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙11の8をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙11の11をご参照ください。

- (注)1 平成25年6月30日現在の関東天然瓦斯開発株式会社第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のK & Oエナジーグループ株式会社第5回新株予約権1個を交付します。関東天然瓦斯開発株式会社第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙11の5をご参照ください。
- 5 関東天然瓦斯開発において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 6 本株式移転計画別紙11の7をご参照ください。

K & Oエナジーグループ株式会社第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年1月6日)
新株予約権の数(個)	17(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,800(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4.
新株予約権の行使期間	平成26年1月6日から 平成41年4月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,446(注)5.6. 資本組入額 723(注)5.6.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙13の8をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙13の11をご参照ください。

- (注)1 平成25年6月30日現在の大多喜ガス株式会社第1回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のK & Oエナジーグループ株式会社第6回新株予約権1個を交付します。大多喜ガス株式会社第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙13の5をご参照ください。
- 5 大多喜ガスにおいて発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 6 本株式移転計画別紙13の7をご参照ください。

K & Oエナジーグループ株式会社第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年1月6日)
新株予約権の数(個)	27(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,800(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4.
新株予約権の行使期間	平成26年1月6日から 平成42年4月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,126(注)5.6. 資本組入額 563(注)5.6.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙15の8をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙15の11をご参照ください。

- (注)1 平成25年6月30日現在の大多喜ガス株式会社第2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のK & Oエナジーグループ株式会社第7回新株予約権1個を交付します。大多喜ガス株式会社第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙15の5をご参照ください。
- 5 大多喜ガスにおいて発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出してあります。
- 6 本株式移転計画別紙15の7をご参照ください。

K & Oエナジーグループ株式会社第8回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年1月6日)
新株予約権の数(個)	25(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4.
新株予約権の行使期間	平成26年1月6日から 平成43年4月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 966(注)5.6. 資本組入額 483(注)5.6.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙17の8をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙17の11をご参照ください。

- (注)1 平成25年6月30日現在の大多喜ガス株式会社第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のK & Oエナジーグループ株式会社第8回新株予約権1個を交付します。大多喜ガス株式会社第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙17の5をご参照ください。
- 5 大多喜ガスにおいて発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 6 本株式移転計画別紙17の7をご参照ください。

K & Oエナジーグループ株式会社第9回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年1月6日)
新株予約権の数(個)	35(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4.
新株予約権の行使期間	平成26年1月6日から 平成44年4月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 964(注)5.6.7. 資本組入額 482(注)5.7.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙19の8をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙19の11をご参照ください。

- (注)1 平成25年6月30日現在の大多喜ガス株式会社第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のK & Oエナジーグループ株式会社第9回新株予約権1個を交付します。大多喜ガス株式会社第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙19の5をご参照ください。
- 5 大多喜ガスにおいて発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 6 計算の結果生じる1円未満の端数については切り上げて表示しております。
- 7 本株式移転計画別紙19の7をご参照ください。

K & Oエナジーグループ株式会社第10回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成26年1月6日)
新株予約権の数(個)	21(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,400(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)4.
新株予約権の行使期間	平成26年1月6日から 平成45年4月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,289(注)5.6.7. 資本組入額 645(注)5.7.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙21の8をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙21の11をご参照ください。

(注)1 平成25年6月30日現在の大多喜ガス株式会社第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のK & Oエナジーグループ株式会社第10回新株予約権1個を交付します。大多喜ガス株式会社第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。

3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。

4 本株式移転計画別紙21の5をご参照ください。

5 大多喜ガスにおいて発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

6 計算の結果生じる1円未満の端数については切り上げて表示しております。

7 本株式移転計画別紙21の7をご参照ください。

(3) [ライツプランの内容]

該当事項はありません。

(4) [発行済株式総数、資本金等の推移]

平成26年1月6日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年1月6日	31,342,470 (予定)(注)	31,342,470 (予定)(注)	8,000	8,000	2,000	2,000

(注) 上記は、関東天然瓦斯開発の発行済株式総数60,996,473株(平成25年6月30日時点)及び大多喜ガスの発行済株式総数17,424,000株(平成25年6月30日時点)に基づいて記載しております。但し、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、関東天然瓦斯開発が平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式10,965,737株、大多喜ガスが平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,606,245株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5)【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの平成24年12月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発

平成24年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	33	34	84	99	3	4,885	5,140	
所有株式数(単元)	2	9,654	443	26,479	3,252	42	20,833	60,705	291,473
所有株式数の割合(%)	0.00	15.90	0.73	43.62	5.36	0.07	34.32	100.00	

(注) 自己株式10,959,758株は、「個人その他」に10,959単元、「単元未満株式の状況」に758株含まれております。なお、株主名簿上の自己株式数と実保有の自己株式数は一致しております。

大多喜ガス

平成24年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		7	10	65	11		694	787	
所有株式数(単元)		1,865	108	11,173	948		3,044	17,138	286,000
所有株式数の割合(%)		10.9	0.6	65.2	5.5		17.8	100.00	

(注) 1 自己株式1,605,063株は、「個人その他」の欄に1,605単元、「単元未満株式の状況」の欄に63株それぞれ含まれております。なお、当該株式は株主名簿に記載の株式数であり、実保有株式数と同数であります。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ6単元及び172株含まれております。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの平成25年6月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,965,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,752,000	49,752	
単元未満株式	普通株式 279,473		
発行済株式総数	60,996,473		
総株主の議決権		49,752	

大多喜ガス

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,606,000		権利内容に何ら限定のない大多喜ガスにおける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,540,000	15,540	同上
単元未満株式	普通株式 278,000		同上
発行済株式総数	17,424,000		
総株主の議決権		15,540	

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成26年1月6日時点において、当社の自己株式を保有していません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの平成25年6月30日現在の自己株式の状況は以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
関東天然瓦斯開発	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	10,965,000		10,965,000	17.9
計		10,965,000		10,965,000	17.9

大多喜ガス

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
大多喜ガス	千葉県茂原市茂原661番地	1,606,000		1,606,000	9.22
計		1,606,000		1,606,000	9.22

(7)【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりとなる予定です。

K & Oエナジーグループ株式会社第1回新株予約権

決議年月日	平成21年3月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数	関東天然瓦斯開発取締役8名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 関東天然瓦斯開発株式会社第1回新株予約権の決議年月日です。

2 関東天然瓦斯開発株式会社第1回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

K & Oエナジーグループ株式会社第2回新株予約権

決議年月日	平成22年3月26日（注1）
付与対象者の区分及び人数	関東天然瓦斯開発取締役8名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 関東天然瓦斯開発株式会社第2回新株予約権の決議年月日です。

2 関東天然瓦斯開発株式会社第2回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

K & Oエナジーグループ株式会社第3回新株予約権

決議年月日	平成23年3月30日（注1）
付与対象者の区分及び人数	関東天然瓦斯開発取締役7名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 関東天然瓦斯開発株式会社第3回新株予約権の決議年月日です。

2 関東天然瓦斯開発株式会社第3回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

K & Oエナジーグループ株式会社第4回新株予約権

決議年月日	平成24年3月29日（注1）
付与対象者の区分及び人数	関東天然瓦斯開発取締役7名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 関東天然瓦斯開発株式会社第4回新株予約権の決議年月日です。

2 関東天然瓦斯開発株式会社第4回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

K & Oエナジーグループ株式会社第5回新株予約権

決議年月日	平成25年3月28日（注1）
付与対象者の区分及び人数	関東天然瓦斯開発取締役7名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 関東天然瓦斯開発株式会社第5回新株予約権の決議年月日です。

2 関東天然瓦斯開発株式会社第5回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

K & Oエナジーグループ株式会社第6回新株予約権

決議年月日	平成21年3月26日（注1）
付与対象者の区分及び人数	大多喜ガス取締役6名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 大多喜ガス株式会社第1回新株予約権の決議年月日です。

2 大多喜ガス株式会社第1回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

K & Oエナジーグループ株式会社第7回新株予約権

決議年月日	平成22年3月25日（注1）
付与対象者の区分及び人数	大多喜ガス取締役6名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 大多喜ガス株式会社第2回新株予約権の決議年月日です。

2 大多喜ガス株式会社第2回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

K & Oエナジーグループ株式会社第8回新株予約権

決議年月日	平成23年3月29日（注1）
付与対象者の区分及び人数	大多喜ガス取締役6名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 大多喜ガス株式会社第3回新株予約権の決議年月日です。

2 大多喜ガス株式会社第3回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

K & Oエナジーグループ株式会社第9回新株予約権

決議年月日	平成24年3月28日（注1）
付与対象者の区分及び人数	大多喜ガス取締役6名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 大多喜ガス株式会社第4回新株予約権の決議年月日です。

2 大多喜ガス株式会社第4回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

K & Oエナジーグループ株式会社第10回新株予約権

決議年月日	平成25年3月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数	大多喜ガス取締役5名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 大多喜ガス株式会社第5回新株予約権の決議年月日です。

2 大多喜ガス株式会社第5回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は新設会社であるため、配当政策につきましては未定であります。配当の決定機関につきましては、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会によるものとする予定です。

当社の剰余金の配当につきましては、毎年12月31日を基準日として期末配当を行うことができる旨、及び毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定める予定です。

4【株価の推移】

当社は新設会社ですので、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

関東天然瓦斯開発

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
最高(円)	813	695	521	595	479
最低(円)	451	463	410	357	381

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

大多喜ガス

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
最高(円)	785	675	520	477	470
最低(円)	587	430	356	380	377

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

関東天然瓦斯開発

月別	平成25年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	680	727	679	850	839	798
最低(円)	578	609	550	674	667	706

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

大多喜ガス

月別	平成25年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	580	570	555	545	599	645
最低(円)	537	515	511	525	555	560

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有する関東天然瓦斯開発の株式数 所有する大多喜ガスの株式数 割り当てられる当社の株式数
代表取締役会長		吉井 正徳	昭和24年 1月11日生	昭和47年4月 平成7年3月 平成11年3月 平成13年3月 平成15年7月 平成17年3月 平成18年7月 平成21年3月 関東天然瓦斯開発入社 同社営業部長 同社理事、営業部長 同社取締役茂原鉱業所開発部長、 営業部長 同社取締役茂原鉱業所開発部長 同社代表取締役常務茂原鉱業所長、 同所開発部長 同社代表取締役常務茂原鉱業所長 同社代表取締役社長(現)	(注3)	12,000株 5,000株 8,000株
代表取締役社長		渡部 均	昭和24年 11月11日生	昭和47年4月 平成8年3月 平成11年3月 平成13年3月 平成17年3月 平成19年3月 平成21年3月 大多喜ガス入社 同社経営企画室長 同社理事経営企画室長 同社取締役経営企画室長 同社常務取締役営業本部長 同社代表取締役・常務取締役供給 ・技術本部(安全・安心本部)長 同社代表取締役・取締役社長(現)	(注3)	2,000株 7,452株 3,980株
常務取締役		長濱 新太郎	昭和28年 11月19日生	昭和52年4月 平成14年7月 平成17年3月 平成23年3月 平成24年3月 関東天然瓦斯開発入社 同社総務部長、茂原鉱業所総務部長 同社取締役人事部長 同社常務取締役人事・労務管掌 大多喜ガス取締役総務管掌 関東天然瓦斯開発代表取締役常務 茂原鉱業所長(現)	(注3)	4,000株 3,000株 3,200株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有する関東天然瓦斯開発の株式数 所有する大多喜ガスの株式数 割り当てられる当社の株式数
常務取締役		西村 潤一	昭和29年 3月5日生	昭和51年4月 平成7年7月 平成11年3月 平成17年3月 平成19年3月 平成19年7月 平成21年3月 平成23年3月 平成24年3月 平成25年3月	大多喜ガス入社 同社営業本部空調産業営業部長 同社営業本部副本部長 同社取締役経営企画室長 同社取締役営業本部(お客様サービス本部)長、地域営業部長 ㈱房総コンピューターサービス代表取締役・取締役社長 大多喜ガス取締役営業本部(お客様サービス本部)長 ㈱房総コンピューターサービス代表取締役・取締役社長 大多喜ガス代表取締役・常務取締役経営管理本部(業務支援本部)長 同社代表取締役・常務取締役経理部長 同社代表取締役・常務取締役(現) ㈱房総コンピューターサービス代表取締役・取締役社長(現)	(注3)	2,000株 5,000株 3,000株
常務取締役		梶田 直	昭和31年 1月27日生	昭和53年4月 平成15年7月 平成17年3月 平成21年3月 平成23年3月 平成24年3月 平成25年3月	関東天然瓦斯開発入社 同社営業部長 同社取締役営業部長 大多喜ガス取締役営業本部(お客様サービス本部)長 オータキ産業㈱代表取締役・取締役社長 大多喜ガス取締役営業本部長 オータキ産業㈱代表取締役・取締役社長 大多喜ガス常務取締役・営業本部長 オータキ産業㈱代表取締役・取締役社長 大多喜ガス常務取締役・営業本部長(現)	(注3)	5,000株 5,000株 4,500株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有する関東天然瓦斯開発の株式数 所有する大多喜ガスの株式数 割り当てられる当社の株式数
取締役		須永 信之	昭和31年 10月18日生	昭和54年4月 平成18年7月 平成21年1月 平成21年3月 平成23年3月 平成24年3月 平成25年3月 関東天然瓦斯開発入社 同社経理部長 同社経理部長、監査室長 同社取締役監査室長 同社取締役総務管掌、経理部長 同社取締役人事・労務管掌、 経理部長 同社取締役人事部管掌、経理部長 (現)	(注3)	3,000株 1,000株 1,900株
取締役		中瀬 清	昭和27年 11月29日生	昭和50年4月 昭和61年10月 平成5年4月 平成9年7月 平成15年6月 平成16年10月 平成20年6月 平成24年3月 平成25年3月 ㈱ほくさん入社 同社経営企画室部長 大同ほくさん(株) 生活関連事業本部燃料事業部 本州統括営業部長 同社人事部長 エア・ウォーター(株)エネルギー事業 部長 同社統合企画室担当部長 同社執行役員エネルギー事業部長 関東天然瓦斯開発出向、企画部主管 同社茂原鉱業所環境保安部長、 企画部主管 同社取締役茂原鉱業所かん水資源 研究部・同所技術管理部管掌、 同所環境保安部長(現)	(注3)	0株 0株 0株
取締役		水野 彦二郎	昭和32年 10月5日生	昭和56年4月 平成16年7月 平成21年3月 平成23年3月 平成24年3月 大多喜ガス入社 関東天然瓦斯開発総務部副部長、 茂原鉱業所総務部副部長 同社経理部長 大多喜ガス監査室長 関東天然瓦斯開発監査室長 大多喜ガス取締役(総務部管掌) 経理部長(現)	(注3)	2,000株 5,452株 3,180株
取締役		森 武	昭和34年 9月28日生	昭和58年4月 平成21年3月 平成24年3月 平成25年3月 大多喜ガス入社 関東天然瓦斯開発総務部長、茂原 鉱業所総務部長 同社取締役総務部長、 茂原鉱業所総務部長 同社取締役営業部管掌、総務部長、 茂原鉱業所総務部長(現)	(注3)	3,000株 3,000株 2,700株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有する関東天然瓦斯開発の株式数 所有する大多喜ガスの株式数 割り当てられる当社の株式数
取締役 (非常勤)		棚橋 祐治	昭和9年 10月13日生	昭和33年4月 平成3年6月 平成9年8月 平成13年6月 平成20年6月	通商産業省入省 通商産業省事務次官 新エネルギー財団会長 石油資源開発(株)代表取締役社長 同社代表取締役会長(現)	(注3)	0株 0株 0株
取締役 (非常勤)		大槻 幸一郎	昭和23年 2月18日生	昭和45年4月 平成10年7月 平成13年4月 平成18年8月 平成19年2月 平成19年12月 平成20年12月 平成22年12月 平成23年12月 平成25年3月	農林水産省林野庁入庁 同庁長野営林局長 千葉県副知事 千葉県副知事退職 アジア航測(株)入社、 経営管理本部非常勤顧問 同社取締役上席執行役員、 経営管理本部技師長 同社代表取締役社長執行役員社長、 経営管理本部長 同社代表取締役社長執行役員社長 同社代表取締役会長(現) 関東天然瓦斯開発取締役(現)	(注3)	0株 0株 0株
常勤監査 役		木藤 博正	昭和28年 12月12日生	昭和52年4月 平成15年7月 平成19年3月 平成21年3月 平成23年3月 平成24年3月	関東天然瓦斯開発入社 大多喜ガス総務部長 同社取締役経営管理本部総務部長 同社取締役経営管理本部経理部長、 総務部長 関東天然瓦斯開発常勤監査役(現) 大多喜ガス監査役(現)	(注4)	3,150株 7,000株 4,375株
常勤監査 役		成嶋 隆男	昭和27年 4月12日生	昭和46年4月 平成19年3月 平成21年3月 平成23年3月 平成25年3月	関東天然瓦斯開発入社 大多喜ガス経営管理本部経理部長 同社取締役経営管理本部経営企画 部長 同社取締役経営企画部長 関東天然瓦斯開発常勤監査役(現)	(注4)	0株 3,000株 1,200株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有する関東天然瓦斯開発の株式数 所有する大多喜ガスの株式数 割り当てられる当社の株式数
監査役 (非常勤)		田中 尚文	昭和18年 9月18日生	昭和41年4月 平成6年2月 平成7年4月 平成7年12月 平成10年3月 平成10年12月 平成11年3月 平成12年12月 平成13年3月 平成23年12月 平成24年3月	合同資源産業(株)入社 同社千葉事業所鉱業部長 同社理事千葉事業所副所長兼研究室長 同社取締役千葉事業所副所長兼研究室長 同社取締役営業部長兼経理部担当、関東天然瓦斯開発監査役 合同資源産業(株)常務取締役営業部長兼経理部担当、関東天然瓦斯開発監査役 合同資源産業(株)代表取締役常務営業部長兼経理部担当、関東天然瓦斯開発監査役 合同資源産業(株)代表取締役社長、関東天然瓦斯開発監査役 合同資源産業(株)代表取締役社長 合同資源産業(株)代表取締役会長(現) 関東天然瓦斯開発監査役(現)	(注4)	0株 0株 0株
監査役 (非常勤)		吉益 信治	昭和21年 7月2日生	昭和59年4月 昭和61年11月 平成3年4月 平成16年3月	弁護士登録、第一東京弁護士会入会、橋本合同法律事務所入所 第一芙蓉法律事務所設立に参加 同事務所パートナー弁護士(現) 関東天然瓦斯開発監査役(現)、大多喜ガス監査役(現)	(注4)	0株 0株 0株
計							36,150株 44,904株 36,035株

- (注) 1 取締役のうち、棚橋祐治及び大槻幸一郎は社外取締役です。
- 2 監査役のうち、田中尚文及び吉益信治は社外監査役です。
- 3 取締役の任期は、平成26年1月6日である当社の設立の日より、平成26年12月期に係る定時株主総会の終結の時までとなっています。
- 4 監査役の任期は、平成26年1月6日である当社の設立の日より、平成29年12月期に係る定時株主総会の終結の時までとなっています。
- 5 所有する関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの株式数は、平成25年6月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。したがって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において決定している役職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。なお、会計監査人は有限責任あずさ監査法人を予定しております。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額は年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、株式報酬型ストックオプションとして支給するものの額は年額30百万円以内、監査役の報酬等の額は、年額60百万円以内とし、監査役の報酬等はすべてを金銭で支給する旨を定款（附則）で定める予定です。

取締役の員数

当社の取締役は、15名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。なお、設立時の社外取締役は2名を予定しております。

監査役の員数

当社の監査役は、5名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。なお、設立時の社外監査役は2名を予定しております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

ア 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。

イ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係等の特別な利害関係はありません。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2)【監査報酬の内容等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの経理の状況については、両社の有価証券報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年3月29日提出、大多喜ガスは平成25年3月28日提出)及び四半期報告書(関東天然瓦斯開発は平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出、大多喜ガスは平成25年5月14日及び平成25年8月9日提出)をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。
株主に対する特典	未定

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる 権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

関東天然瓦斯開発

事業年度 第151期(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)

平成25年3月29日関東財務局長に提出。

大多喜ガス

事業年度 第57期(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)

平成25年3月28日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

関東天然瓦斯開発

事業年度 第152期第1四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

平成25年5月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第152期第2四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

平成25年8月9日関東財務局長に提出。

大多喜ガス

事業年度 第58期第1四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

平成25年5月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第58期第2四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

平成25年8月9日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

関東天然瓦斯開発

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成25年10月7日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年3月29日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月9日関東財務局長に提出。

大多喜ガス

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成25年10月7日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年3月28日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月8日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

関東天然瓦斯開発

関東天然瓦斯開発 本店

(東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

大多喜ガス

大多喜ガス 本店

(千葉県茂原市茂原661番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの平成25年6月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
合同資源産業株式会社	東京都中央区京橋二丁目12番6号	9,686	15.8
エア・ウォーター株式会社	北海道札幌市中央区北三条西1番2号	9,150	15.0
京葉瓦斯株式会社	千葉県市川市市川南二丁目8番8号	7,319	12.0
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,264	2.0
石油資源開発株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号	1,220	2.0
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	1,169	1.9
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	912	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	755	1.2
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT – TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	388 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	721	1.1
FP成長支援A号投資事業有限 責任組合 無限責任組合員フレンドリー・ パートナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号	666	1.0
計		32,864	53.8

(注) 上記のほか、関東天然瓦斯開発所有の自己株式10,965千株(17.9%)があります。

大多喜ガス

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
関東天然瓦斯開発株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番 1号	9,786	56.17
大多喜ガス株式会社	千葉県茂原市茂原661番地	1,606	9.22
BBH FOR FIDELITY LOW- PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	848	4.87
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	632	3.63
株式会社千葉興業銀行 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	千葉県千葉市美浜区幸町二丁目1番2号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海ア 일랜드トリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	380	2.18
株式会社京葉銀行 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	千葉県千葉市中央区富士見一丁目11番11号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	380	2.18
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	348	2.00
東上ガス株式会社	埼玉県志木市本町三丁目1番61号	134	0.77
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (管理信託口・ 79211)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	84	0.48
関東建設株式会社	千葉県茂原市茂原661番地	81	0.47
計		14,281	81.96

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年1月6日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成26年1月6日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。